

虐待防止に関する指針

ホームケアサービス OZ

1, 当事業所における虐待の防止に関する基本的な考え

当事業所では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき高齢者及び障がい者（児）虐待の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め虐待に該当する次の行為いずれも行いません。

2, 虐待の定義・虐待に該当する行為

(1) 身体的虐待

- ・身体に外傷(痛み)が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ・正当な理由・同意を得ていない身体拘束も含まれる。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレスト)

- ・意図的・結果的であるか問わず行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境・心身の状態を悪化させること。
- ・衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の虐待を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

- ・利用者に対し、侮辱・威嚇・暴言・無視・拒絶などの言葉や態度によって、利用者に精神的・情緒的な苦痛を与えること。
- ・心理的外傷を与えること。

(4) 性的虐待

- ・わいせつな行為をすること又は、わいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

- ・利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
- ・財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

3, 虐待防止委員会について

虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下委員会という。）を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会を設置します。
- ② 本委員会の運営責任者は虐待防止責任者（委員長）とします。
- ③ 必要に応じて、関係する職種・委員会・取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- ④ 会議の実施に当たってはオンラインで会議を行う場合も有ります。
- ⑤ 委員会は、年に1回以上必要に応じて都度（虐待事案発生時等や必要と思われる事案がある場合）委員長の招集により開催します。
- ⑥ 委員会の議題は、委員長・管理者が定めます。

【委員会検討事項】

- ・委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・虐待防止の為の指針・マニュアルの整備に関すること
- ・虐待防止の為の職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・虐待が発生した場合の対応に関すること
- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること

4, 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修は、職員に対して虐待防止に関する基礎的内容と適切な知識の普及・啓発を目的とする。この研修は当事業所の指針に基づいて虐待防止の徹底を図ることを目標としている。

- ① 研修は年に1回以上実施します。
- ② 新規採用時には入職時必ず虐待防止研修を実施する。
- ③ 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管（電磁的記録も含む）します。

5, 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待が発生した場合は速やかに行政機関（関係機関）に報告するとともにその要因の除去に努めます。
客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合、役職位等の如何に問わず厳正に対処する。これには必要に応じて懲戒処分や法的措置も含まれる。
- ② 緊急性が高い事案の場合は行政機関(関係機関)及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の生命・権利の保全を最優先とする。

6, 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 職員が他の職員による虐待等を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人の場合は管理者に相談します。
- ② 担当者は苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。
- ③ 虐待者が担当者の場合、管理者が担当者の代行を行います。また、必要に応じ、関係者からの事情を確認し、時系列で概要を整理します。
- ④ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実である事が確認された場合には本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- ⑤ 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は行政機関(関係機関)の窓口などの外部機関に相談します。
- ⑥ 事業所内での虐待等の発生後、再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合でも事実確認の概要及び再発防止策を併せて行政機関(関係機関)に報告します。
- ⑦ 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告します。

7, 成年後見制度の利用支援に関する事項

- ・利用者又はご家族に対して、利用可能な後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

8, 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ①虐待等の苦情相談については苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益に生じないよう細心の注意を払います。
- ③対応の結果等は相談者にも報告します。

9, 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者及びご家族等・職員をはじめ、外部者に対しても本指針をいつでも閲覧出来ます。ホームページ環境の整備後いつでも閲覧可能にします。

10, その他虐待防止の推進のための必要な事項

本指針で定める研修会のほか外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する